

【Q 通勤災害適用の可否】

Q 公共交通機関での通勤届けを提出し通勤及び通勤手当の支給を受けている職員が、たまたま勤務の関係でマイカー通勤し、交通事故を起こしました。この場合通勤災害が適用されるでしょうか。

A

職員の通勤手当の認定は、事業者が通勤手当を支給するうえで、合理的かつ経済的な通勤経路と認めたものです。

一方、通勤災害の適用については、必ずしも施設に届け出た通勤手段だけに限定されるものではなく、当日の通勤経路が合理的なものであるか、また逸脱していないかなど時間的要素等の状況が判断材料となり、通勤災害の認定適否が判定されます。

この事例の対応として、通勤届けの認定の際にマイカー通勤をする時もあることを明記しておくことが望ましいです。しかし、それが無いからといって通勤災害の適用が受けられないことはありません。

最終的には、労働基準監督署の判断で決定されることとなります。